

月報私学

12 2010

VOL.156

日本私立学校振興・共済事業団広報



美作大学・美作大学短期大学部のキャンパスと短期大学部幼児教育学科イルミネーション点灯式
写真提供：学校法人 美作学園（岡山県津山市）

CONTENTS

- 経営実務Q & A 2
- 連載② 魅力あふれる学校づくりを目指して
新潟県大学魅力アップ支援プロジェクト 4
- 私立大学等経常費補助金会計検査院の現地検査結果／
平成22年度私立大学等経常費補助金第一次交付 6
- 共済制度の加入者貸付と償還／私学共済事業ホームページをご活用ください 7
- 退職共済年金請求書の事前送付が変わります 8
- 平成21年度特定健康診査等の実施結果 10
- 平成22年共済事業の年間報告／ガーデンパレスの年末年始期間中の営業 11
- 被扶養者認定申請—ポイントと事例③ 12
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

経営実務 Q&A

学校法人から、私学経営情報センターに寄せられた会計処理に関する質問を、Q&A形式でまとめましたので、ご参照ください。

●ファイナンス・リース

Q ファイナンス・リース取引において、通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理を行う場合の仕訳はどうなりますか。

A 平成二十一年度より、学校法人会計においても、ファイナンス・リース取引については、一定の場合を除き、通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理を行うこととなり、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理が廃止されることになりました。

ファイナンス・リース取引については、リース料総額から利息相当額部分及び維持管理費用相当額部分を除いた元本返済額部分を固定資産価値として計上する「利子抜き法」による処理が原則ですが、リース対象資産の総額に重要性が乏しいと認められる場合は、リース料総額をもって固定資産価値とする「利子込み法」

により処理することも認められています。

ここでは、利子込み法による仕訳について以下の設例で説明します。

Q 通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を行うことができるのは、どのような場合でしょうか。

A 通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を行うことができるのは、次の場合が該当します。

- (ア)リース料総額が学校法人の採用する固定資産計上基準額未満のもの（リース物件が少額重要資産の場合を除く）。
- (イ)リース期間が一年以内のもの。
- (ウ)リース契約一件当たりのリース料総額が三〇〇万円以下のもの（ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に限る）。

Q リースの契約期間が終了し、二十二年四月一日より、同じ機器に

ついで改めてリース契約を交わしました。再リース料はどのように処理するのでしょうか。

A 再リースを行う場合の再リース料は、経費として処理します。

設例：機器備品についてリース契約をする。リース期間が5年間、毎期のリース料1,200万円、リース料総額6,000万円、リース物件の耐用年数6年とし、残存価格は0円とする。

●初年度の仕訳

(借) 教育研究用機器備品	60,000,000	(貸) 未払金	60,000,000
(借) 未払金	12,000,000	(貸) 現金預金	12,000,000
(借) 減価償却額	10,000,000	(貸) 減価償却累計額	10,000,000
(借) 基本金組入額	12,000,000	(貸) 第1号基本金	12,000,000

●初年度の決算書の表示

資金収支計算書…教育研究用機器備品支出 60,000,000、期末未払金 48,000,000
消費収支計算書…減価償却額（教育研究経費） 10,000,000
貸借対照表…教育研究用機器備品 50,000,000、長期未払金 36,000,000
未払金 12,000,000、第1号基本金 12,000,000
注記事項：減価償却累計額 10,000,000、基本金未組入額 48,000,000

●2年目（3年目以降も同じ。ただし、減価償却のみ6年目もあり）

(借) 未払金	12,000,000	(貸) 現金預金	12,000,000
(借) 減価償却額	10,000,000	(貸) 減価償却累計額	10,000,000
(借) 基本金組入額	12,000,000	(貸) 第1号基本金	12,000,000

●2年目の決算書の表示

資金収支計算書…前期末未払金支払支出 12,000,000
消費収支計算書…減価償却額（教育研究経費） 10,000,000
貸借対照表…教育研究用機器備品 40,000,000、長期未払金 24,000,000
未払金 12,000,000、第1号基本金 24,000,000
注記事項：減価償却累計額 20,000,000、基本金未組入額 36,000,000

参考：「リース取引に関する会計処理について（通知）」（平成二十年九月十一日 文部科学省高等教育局私学部参事官通知 二〇高私参第二号）

●電子ジャーナル、電子ブック

コンテンツは図書に準じて処理をすることとされていますが、ソフトウェアとコンテンツとが明確に区分できない場合はどのようにしたらよいでしょうか。

コンテンツは図書に準じて処理をすることとされていますが、ソフトウェアとコンテンツとが明確に区分できない場合はどのようにしたらよいでしょうか。

●ソフトウェアとコンテンツ

コンテンツは図書に準じて処理をすることとされていますが、ソフトウェアとコンテンツとが明確に区分できない場合はどのようにしたらよいでしょうか。

ソフトウェアは、コンピュータに一定の仕事させるプログラムのことであり、コンテンツはその処理対象となる情報のことです。コンテンツの例としては、データベースソフトウェアが処理対象とするデータや、映像・音楽データ等に掲げることができます。したがって、コンテンツは図書と類似の役割を有するものと考えられるので、利用の態様に従い、図書に準じて処理することが求められます。

しかし、ソフトウェアとコンテンツが一体不可分なものとして明確に区分できない場合（例えば、一方の価値の消滅が、他方の価値の消滅に直接結びつく場合）には、その主要な性格がソフトウェアかコンテンツかを判断してどちらかにみなして会計処理することになります。

Q 学術情報を収録した電子ジャーナルの購読契約をしました。複数のタイトルがパッケージになったものですが、会計処理はどのようにするのでしょうか。

A 電子ジャーナルは、雑誌が電子化されたもので、オンライン・ジャーナルとも呼ばれます。雑誌のコンテンツが電子化されたものと考えられますので、利用の態様に従い、当該の雑誌を冊子形態で購入した場合に準じた会計処理を行うこととなります。したがって、長期間にわたっての保存や使用が予定されない雑誌に相当する電子ジャーナルである場合、消費支出として取り扱うことができます。

なお、質問の場合、複数のタイトルがパッケージになったものとのことです。パッケージごとにではなく、パッケージ契約ごとに会計処理を行います。

Q 電子ブック（百科事典、単行本、ハンドブック等）を購入しました。会計処理はどのようにするのでしょうか。

A 電子ブックは、冊子形態の書籍が電子化されたもので、他に電子書籍、Eブック等の呼称があり、電子機器端末等を用いて読み取ります。電子

ご利用ください!!

『受配者指定寄付金』

この制度をご利用いただくと、
有効な募金活動
が展開できます！

～ご存知ですか？～

「受配者指定寄付金制度」をご利用いただくと、
企業・法人が私立学校に寄付した金額が

全額損金算入可能 となります。

詳細は、私学事業団ホームページをご覧ください。

また、制度の概要や手続きを説明した「寄付金事務の手引」も
ご用意しています。ぜひご利用ください。

お問い合わせは助成部寄付金課 ☎ 03(3230)7317・7318まで。

※ 各種学校は受配者指定寄付金制度の対象となりませんので、
ご注意ください。

ブックは書籍のコンテンツが電子化されたものと考えられますので、利用の態様に従い、図書に準じた会計処理を行うこととなります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 〇三（三三〇）七八四六・七八四七
Eメール center@shigaku.go.jp



魅力あふれる
学校づくりを目指して

新潟県大学魅力アップ支援
プロジェクト

新潟県 総務管理部文書私学課

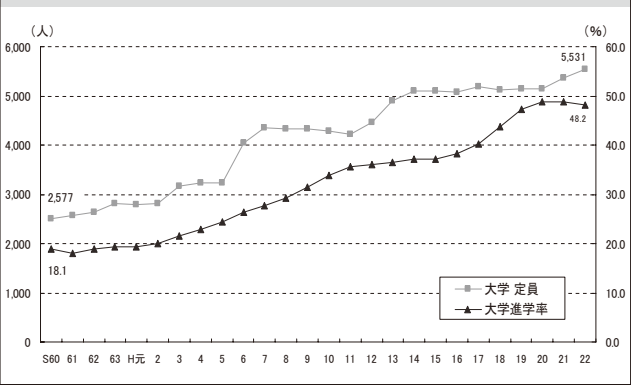
1 県内大学を取り巻く状況

本県では、全国低位にあった大学進学率の向上等を図るため、昭和六十一年から平成十五年まで大学の新設や学部・学科の新増設に対して助成を行ってきました。この結果、現在では県内に一七校の四年制大学を含む二六校の高等教育機関が設置されています。県内大学の収容定員の拡大等は、県内高校生がより少ない経済的負担で高等教育が受けられる機会を増加させ、進学率アップに寄与するとともに、地域社会全体として人材育成機能の向上にもつながったものと考えています（図1）。

しかしながら、少子化の進展によるいわゆる「大学全入時代」の到来により、大学の志願倍率や定員充足率等において大都市圏と地方との間で二極化が進むなど、地方大学を取り巻く状況にも変化が現れ、学生確保をはじめ県内大学を巡る情勢は厳しいものとなってきました。

図1

◆ 県内大学の定員及び本県の大学進学率の推移



本県人口は九年の二四九万人をピークに年々減少を続けており、その理由の一つとして多くの若者が県外、特に首都圏に転出している現状があります。少子高齢化が進む中で、毎年多くの若者が学ぶ場を求めて流出し、卒業後にも戻らない現状は、地域社会の将来にとっても問題であり、県全体の活力低下が懸念されるところです。今後、県内大学が県内外の若者から選ばれる教育機関へと転換を図っていくことが、重要な課題となっています。

2 大学魅力アップの必要性

県内大学は、高等教育を通じてこれらの社会を支える有能な若者を育て

る地域の人材育成機関として、あるいは研究機能を活かした産学連携など地域の「知の拠点」として重要な機能を担っています。また、教職員や学生等を集めることによる需要創出など地域経済の発展にも貢献しています。大学が質の高い教育の提供や研究機能を活用した地域経済への貢献を続けていくためには、優秀な教授陣と経営陣を確保する必要があります。また、それらを支えるのは安定した財務基盤であり、そのためには学生の確保が必要不可欠なものと考えますが、少子化の進展等により、今後、県内の大学進学者の実数が減少傾向に転じることが見込まれており、県内大学がいかに学生を確保していくのかが重要な課題の一つとなっています。

本県としても、これらの状況を踏まえ、県内大学が教育内容や経営の改革・改善をより一層進め、県内外から選ばれる大学となるための魅力を向上させることが重要と考え、大学等新増設による「量の整備」から個々の大学の「質の向上」への支援に転換を図ることとしました。十八年度に策定した本県の最上位計画である「新潟県『夢おこし』政策プラン」において、「県内高等教育機関の教育内容の充実等により、魅力向上を図り、県内高等教育機関への進学を促進することにより人口の流入促進・流出防止を図る」ことを位置付け、十九年度から「大学魅力アップ支

図2

◆ 大学の魅力とは（例示）

個性・イメージ	・歴史がある ・知名度が高い（誰に言ってもわかる） ・スポーツ（野球、駅伝）が強いなど、核となるイメージ ・校風や学問以外の学生文化（サークル、学園祭） など
教育・研究	・最先端、社会の役に立つなど、興味を引く研究 ・教育、研究施設が充実している ・有名教員の存在（権威、メディアへの露出） など
周辺環境	・キャンパス内の施設が充実（学生寮、福利厚生施設等） ・学内に活気、他県出身者や近隣の大学との交流が盛ん ・所在都市の魅力（首都圏等流行や情報発信源、文化、遊び） ・学問に適した周辺環境（自然が多い） など
就職	・資格試験に有利（過去の合格者数等） ・有名、優良企業への就職に有利、実績がある ・就職指導が充実しており、就職率が高い ・起業するために必要な教育や支援 など

援プロジェクト」で具体的な支援に取り組んでいるところです。

3 大学魅力アップ有識者検討会議

大学の魅力は、①個性・イメージ、②教育・研究、③周辺環境、④就職など大学そのものに直接関わらない要因を含む様々な要素（図2）を含んでおり、その向上策も単純ではありません。県では、十九年度に県内外の有識者による「大学魅力アップ有識者検討会議」を設置し、県内大学をめぐる現状や課題について検討を重ね、幅広い魅力向上策について提言をいただきました（図3）。

図3

◆大学魅力アップ有識者検討会議による提言

◇魅力アップの前提は大学の自主改革	◇魅力アップに向けた具体的方策【取組の3本柱】
○経営感覚の養成と主体的な自己点検 ●理事長、学長などトップの経営感覚強化と主体的な自己点検 ●目標達成に至るロードマップの作成による確実な改革・改善の推進	①大学への「満足度」、学生の「付加価値」の向上 ●学生視点に立った教育内容や生活支援プログラムの改革・改善 ●「教育内容・研究活動」の特色を打ち出し、教養教育や産業界との連携による「就職への強さ」向上 ②高校との関係強化 ●マーケットである高校生のニーズを的確に把握し、ターゲット（高校生、保護者、進路指導担当教員）に対する効果的な情報発信 ●これらを円滑に実施するため高校と大学の連携強化 ③地域貢献による地域からの評価向上 ●地域の「知の拠点」として地元企業や行政との連携推進等 ●地域貢献による大学の存在価値を高め「知名度・認知度」向上 ●質の高い専門人材を育成し、県内企業等へ供給
◇取組主体	
●取組の主体は大学自身（個々の大学による取組を基本に、大学間連携によりメリット享受） ●行政はサポート役	

この中で、魅力アップの前提は大学の自主改革であり、経営感覚の養成と主体的な自己点検を進めていくことが重要との認識のもと、①学生の満足度、付加価値を高めること、②高校との関係を強化すること、③地域貢献により地域からの評価を高めることの三つの基本方向と、それに基づく取組内容が提言されました。併せて、個々の大学による取り組みを基本としながら大学間連携によるメリットを享受することや、行政はサポート役として支援すべ

きなどが、取り組みの進め方として示されました。

4 大学魅力アップ支援事業の展開

本県では、有識者検討会議の提言を基本に、取り組みの主体は大学、県はサポート役と位置付けた中で、県内大学の魅力向上策として「大学魅力アップ支援事業」を展開しています。

具体的には、大学自ら個性等を確立する改革・改善の気運醸成を図るため、大学トップ向け改革セミナーの開催、意欲ある大学の改革・改善ロードマップ（行程表）作成への専門家派遣（二十一年度は日本私立学校振興・共済事業団に事業委託）を実施するとともに、学生確保のため県内大学が合同で取り組む高校生向けPR冊子の作成（県内高校二年生に配布）や合同説明会の開催など大学の特色等を効果的にPRする取り組みを支援しました。

また、高度な教育・研究機能を大学の魅力とするため、大学による中高生向け公開講座を開催し、大学と高校との連携強化に取り組んだほか、大学が行う地域貢献事業を通じて、地域における大学の認知度や評価向上につながる調査研究を支援しています。

さらに、大学の魅力の一つである就職力向上のため、懇談会で具体策の検討を進め、本年度、大学での人材育成の具体化にもつながるよう、学生に対

する就職に向けた早期意識啓発を目的とした取り組みを県内大学と企業が連携して実施することとしています（図4）。

5 おわりに

本県での進学による若者の県外流出超過の実数は、減少傾向にあるものの依然継続しており、少子化の進展等により、今後、県内の大学進学者の実数が減少傾向に転じることが見込まれていく中で、県内大学は定員確保に向けて、さらなる魅力アップが必要になってくると考えられます。

これまでの取り組みを活かしながら、大学がより一層魅力を向上させていくためには、建学の精神溢れる私学、国立大学法人等が大学間で連携しながら効果的な取り組みを進めるほか、大学と行政、大学と企業との連携を強化し、大学が研究を通じて行政の政策立案や企業の新商品開発に対して協力すること、地域貢献機能を発揮していくことも重要な視点であると考えています。

本県としても、県内大学がそれぞれの強みを生かして特色ある教育・研究の充実を図り、県内外の受験生から選ばれる大学となるため、引き続き関係機関と連携しながら大学魅力アップの取り組みを支援していきたいと考えています。

図4

◆大学魅力アップ支援プロジェクトの取組（H19～22）

H19実施事業	H20実施事業	H21実施事業	H22実施事業（予定）
●魅力アップ有識者検討会議 ●魅力向上・発信支援 ・高校生向けPR冊子の作成支援 ●「教育機能」活用 ・中高校生を対象に理科学術系講座 ●知の財産活用 ・県の行政課題に関する調査研究助成	●「魅力アップ・PR」支援 ・県内大学合同説明会 ・合同パンフ改訂・増刷 ●「改革・改善」支援 ・大学改革セミナー開催 ・改革ロードマップ作成支援 ●県内大学就職力向上に関する懇談会 ●「地域貢献機能」活用 ・地域貢献機能活用支援 ・地域課題に対する地域貢献事業支援 ・知の財産活用 ・県の行政課題に関する調査研究委託 ・理科・技術力向上機能活用 ・中高生向け理科系講座を委託	●大学自身による改革支援 ・大学改革セミナー ・改革・改善ロードマップ作成支援 ●大学と高校の連携支援 ・教育・研究機能活用 ・中高生向け公開講座（文系拡大） ●大学と企業の連携支援 ・「県内大学・企業の就職における連携に関する懇談会」開催 ・大学と地域の連携を支援 ●地域貢献機能活用支援 ・国際的・地域課題に対する地域貢献事業（調査研究）助成	【大学自身による改革支援】 ●改革・改善トップセミナーによる意識改革促進 ●過年度ロードマップ作成大学の実践状況をフォローアップ 【PR力向上支援】 ●大学の総合的なPR力向上を支援 ・広報、PR力向上のための専門家派遣 【就職力向上支援】 ●大学と県内企業が連携して行う取組を支援 ・企業トップのキャリア講座 ・企業人事担当と連携したグループワーク研修 【地域連携支援】 ●具体的な地域ニーズを掘り起こし、地域の団体等と連携して行う研究テーマを支援

私立大学等経常費補助金
会計検査院の实地検査結果

私立大学等経常費補助金にかかる平成二十二年度の会計検査院实地検査は、二十一年十月から二十二年六月までの間に、六〇法人（大学法人五四、短期大学法人六）、七八校（大学五四、短期大学二四）に対して行われました。

この会計实地検査は、基準等に従って適正に処理されているかという「合規性」等の観点を中心に行われています。

一般補助の認定関係では、補助金算定の対象となった専任教員・職員・学生が所定の要件を満たしているか否かに着目するほか、収入支出調査関係では補助金額の調整に用いる教育研究経費支出等の額に対象外の経費が含まれていないか等に着目されます。

特別補助の項目については、補助金算定の対象とならない学生等や対象外の経費が含まれていないか等に着目されます。

その結果、会計検査院から本年十一月に出された「平成二十一年度決算検査報告」には掲載されませんでした。が、不当と認められるとの指摘事項がありました。主な指摘内容は、次の①～③のとおりです。

①特別補助の情報通信設備（借入）支援について、この特別補助項目の対象とならない費用が含まれていた。

②基準日の二十年五月一日以降に退学を決定した学生数を除外していた。

③補助対象の学部と新設により未完成のため補助対象外の学部との共通の事務に従事する職員について

て、一律に全員を補助対象の学部に分けていた。これらについて検査院からは、「学校法人は補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていないといったことなどによる」という指摘がされています。

私学事業団では、今後さらに研修会の内容検討及び調査票記入要領の工夫などを重ね、制度の理解が深まるよう努めますので、各学校法人においても、各種調査票の作成時及び作成後の確認にあたり、記入要領等に記載されている補助要件を十分にご確認いただき、補助金の算定基礎に誤りのないよう、ご注意ください。

平成22年度会計検査院实地検査状況

区分	大学		短大・高専		計	
	法人数	学校数	法人数	学校数	法人数	学校数
北海道	4	4	1	2	5	6
東北	0	0	0	0	0	0
関東	12	17	3	7	15	24
東京	15	11	1	4	16	15
中部	9	8	0	6	9	14
近畿	8	8	0	2	8	10
中国	1	0	0	0	1	0
四国	0	0	0	0	0	0
九州	5	6	1	3	6	9
計	54	54	6	24	60	78

※法人数・学校数は各所在地による

平成二十二年度
私立大学等経常費補助金
第一次交付

二十二年度私立大学等経常費補助金の第一次交付については、六〇六法人八五一校に対し、一、二六四億四、〇九八万二、〇〇〇円を交付する予定です。

第一次交付の交付対象費目は、専任教員等給与費、専任職員給与費（教員、職員とも退職金財団掛金補助分を含む）、非常勤教員給与費、教職員福利厚生費、教育研究経常費、厚生補導費の六費目です。

今回交付した補助金額は、二十二年五月一日現在の専任教職員数・学生数等を基礎として、さらに圧縮率を乗じて得た金額です。

なお、今回交付しない研究旅費、認証評価経費及び特別補助については、二十三年三月に交付する予定です。

平成22年度第一次交付予定額

区分	法人数	学校数	当初予算額	交付決定額 (資金交付額)
			千円	千円
大学	法人 496	校 532	－	115,916,885
短期大学	109	316	－	10,269,410
高等専門学校	1	3	－	254,687
合計	606	851	322,182,000	126,440,982

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

☎〇三（三三三三〇）七三〇〇～七三一一

Eメール hojokin@shingaku.go.jp

共済制度の加入者貸付と償還

1 貸付金の原資

共済制度の加入者貸付金は、加入者の皆さんの将来の年金財源（長期勘定）から一定の利率で借り受けた資金を原資としています。貸付事業のための資本金や基金があるのではなく、銀行のような預金として集めた資金を貸し付けているものでもありません。

加入者から貸付けの申し込みがあった場合、貸付金として送金する金額を長期勘定から借り受け、学校法人等を経由して加入者に貸付けします。加入者から返済された貸付金は学校法人等から私学事業団に払い込まれ、貸付金の元金に借入利息を加え長期勘定に返済することになります。

このため、貸付金が未償還になると、私学共済年金全体の健全な運営に影響を及ぼすことにもなりかねません。

2 未償還金の増加

このような背景のもと、共済制度の加入者貸付は、学校法人等に勤務する教職員という安定した身分の加入者を対象としていることや、学校法人等が給与や退職手当から償還金を控除できる規程を設けていることなどにより、一般的な貸金業や金融機関と比較し、貸付残高と未償還金となっている延滞債権額の比率（いわゆるリスク管理債権比率）は、極めて低く推移してきました。しかしながら近年、貸付残高の減少が続くとともに未償還となる貸付が増加し、リスク管理債権の比率も増加傾向にあります。

特に、平成十三年の民事再生法の改正や、十七年の新破産法の施行の影響で、多重債務をきっかけとする破産や民事再生が増えていきます。多重債務が加入者の生活に及ぼす影響は大変深刻です。多重債務に陥

らないためには、より早い段階での対処が必要となります。

また、私学教職員の雇用形態が多様になり、退職金が支給されず退職手当からの控除で償還ができないなど、学校法人等からの相談も多くあります。

このように貸付けを受けた加入者が破産や民事再生になった場合には、今後一切の貸付はできなくなります。学校法人等を異動しても同じです。

このような事態にならないようにするためには、毎月の返済額に無理がないか、退職時に残金を一括して返済できるかをよく検討してから申し込みするように注意を促していたでくようお願いいたします。



**私学共済事業
ホームページを
ご活用ください**

私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp/>）では、加入者や事務担当者の皆様に役に立つ様々な情報を掲載しています。

「事務担当者コーナー」には、以下のようなコンテンツがあります。

- ・ **今月のニュース&スケジュール**
その月の大事なお知らせと四か月の共済業務のスケジュールを掲載しています。

- ・ **標準処理期間**
学校法人等からの届け出を受け付けてから私学事業団で処理するまでの標準的な期間（郵送期間を除きます）を掲載しています。

標準処理期間は、書類に不備がない場合の目安の期間です。三月から四月にかけては、書類が集中し、この期間内ですべて処理されない場合もありますのでご了承ください。

本事業団トップページ（<http://www.shigaku.go.jp/>）からも、**様式用紙等のダウンロード**や、「加入者向広報レター」「共済だより」のバックナンバーを掲載している**刊行物のコーナー**に進めます。その他にもいろいろなコーナーがありますので、ぜひご活用ください。

退職共済年金請求書の事前送付が変わります

——平成二十三年一月送付分から——

現在、在職中で六十歳に達する加入

者及び六十五歳、七十歳に達する加入
者で退職共済年金が未決定である者に
対して、学校法人等を通して退職共済
年金の請求書（以下「年金請求書」と
いいます）を送付しています。このた
び、よりスムーズな年金請求手続きに
より、請求に漏れがないようにしてい
ただくために、送付の対象者・送付時
期などを表1のとおり変更することと
なりました。

平成二十三年一月送付分から変更と
なりますので、加入者への周知の際に
ご注意ください。

二十二年十二月から、送付対象者・
送付時期が表2のようになります。

《主な変更点》

- ・在職中の加入者で六十歳又は七十歳
に達する者に対する年金請求書の送
付時期が、年齢到達の前月から三か
月前となります。
- ・これまでの対象者に加え、六十歳に
達した後に加入者期間が一年以上と
なった者に対しても、加入者期間が
一年以上となった月の翌々月に、学
校法人等を通じて年金請求書を送付
します（二十二年四月以降の資格取

得者に限ります）。

- ・送付時期は、これまで月の上旬で
したが、今後は月の下旬になりま
す。そのため、「確認通知書」「私学
ねんきんメール」「長期給付加入者
の七十歳資格喪失について（事前連
絡）」等、同時期の送付物と一緒に
送付していましたが、今後は別々の
送付となります。

- ・加入者個人ごとの個別封筒に書類を
封入して学校法人等に送付しますの
で、個別封筒を加入者本人にお渡し
いただくようお願いいたします。

なお、年金の請求が可能となる年齢
に達する前に退職した元加入者に対し
ては、学校法人等を通さず個人の住所
あてに直接年金請求の案内等を送付し
ますが、退職後の転居等に伴う住所の
変更については、基礎年金番号を基に
日本年金機構から情報を取得すること
を予定していますので、資格取得時の
正しい基礎年金番号の届け出に引き続
きご協力をお願いします（転居等によ
り退職後の住所が不明な場合は、年金
請求の案内等が届かないことがあります
）。

表1 年金請求書の送付対象者・送付時期の変更点

		平成22年12月送付分まで	平成23年1月送付分から
60歳に達する者	対象者	在職中の加入者で、60歳到達月の末日において加入者期間が1年以上となる者	
	送付時期	60歳到達月の前月	60歳到達月の3か月前
65歳に達する者	対象者	在職中の加入者で、65歳到達月の末日において加入者期間が1年以上ある年金未決定者	
	送付時期	65歳到達月の3か月前	
70歳に達する者	対象者	在職中の加入者で、70歳に達する年金未決定者	
	送付時期	70歳到達月の前月	70歳到達月の3か月前（70歳に達した時点で加入者期間が1年未満である者については、70歳到達月の翌々月となります）
加入者期間が1年以上となった者	対象者	平成22年4月以降に資格を取得し、60歳に達した後に加入者期間が1年以上になった者	
	送付時期	加入者期間が1年以上になった月の翌々月	

表2 年金請求書の送付対象者・送付時期（平成22年12月～）

送付年月	対象者	対象者の生年月日	備考
平成22年12月	60歳に達する者	昭和26年1月2日 ～昭和26年2月1日	
	65歳に達する者	昭和21年3月2日 ～昭和21年4月1日	
	70歳に達する者	昭和16年1月2日 ～昭和16年2月1日	
平成23年1月	60歳に達する者	昭和26年2月2日 ～昭和26年5月1日	送付時期が1か月前から3か月前になることにより、切り替えの初回となる平成23年1月については、3か月間分の対象者をまとめて送付します。
	65歳に達する者	昭和21年4月2日 ～昭和21年5月1日	
	70歳に達する者	昭和16年2月2日 ～昭和16年5月1日	送付時期が1か月前から3か月前になることにより、切り替えの初回となる平成23年1月については、3か月間分の対象者をまとめて送付します。
	加入者期間が 1年以上となった者	昭和16年4月2日 ～昭和25年12月1日	平成22年4月以降に加入者資格を取得し、60歳に達した後に加入者期間が1年以上となった者に限ります。
平成23年2月	60歳に達する者	昭和26年5月2日 ～昭和26年6月1日	
	65歳に達する者	昭和21年5月2日 ～昭和21年6月1日	
	70歳に達する者	昭和16年5月2日 ～昭和16年6月1日	
	加入者期間が 1年以上となった者	昭和16年4月2日 ～昭和26年1月1日	平成22年4月以降に加入者資格を取得し、60歳に達した後に加入者期間が1年以上となった者に限ります。
平成23年3月	60歳に達する者	昭和26年6月2日 ～昭和26年7月1日	
	65歳に達する者	昭和21年6月2日 ～昭和21年7月1日	
	70歳に達する者	昭和16年6月2日 ～昭和16年7月1日	
	加入者期間が 1年以上となった者	昭和16年4月2日 ～昭和26年2月1日	平成22年4月以降に加入者資格を取得し、60歳に達した後に加入者期間が1年以上となった者に限ります。

退職共済年金の受給権が発生しているにもかかわらず年金請求がされていないと思われる加入者がいましたら、年金請求書の事前送付にかかわらず、お早めに私学事業団までご照会ください。

平成二十一年度特定健康診査等の実施結果

加入者の特定健診等健診結果データの提供につきましては、業務多忙の中、ご協力いただき、ありがとうございました。

二十一年度特定健康診査等の実施結果は、下表のとおりとなりましたので、ご報告します。

二十一年度については、私学事業団フォーマットの積極的な利用などにより、健診結果データの不備も減少し、昨年度に比べ、特定健診受診率を四七・五％から五六・一％へ伸ばすことができました。また、二十年度は実施することができなかった特定保健指導についても、実施することができました。

一方で、まだ約六、〇〇〇校の学校法人等から健診結果が未提出です。また、特定保健指導についても受診機関の確保が難しいなどの理由から、利用率が五・一％にとどまっている状況でもあります。

特定健診・保健指導は、生活習慣病のリスクを見つけ出し、生活習慣の改善などにより、予防することができるとの機会です。引き続き健診結果の提出、保健指導の受診勧奨にご協力をお願いします。

● 二十一年度
健診結果データの提供

健診結果データの作成の際は、引き続き、できるだけ、本事業団の健診結果提出用Excel・CSVデータ形式（※）、又は国の定めるXML形式などの電子データで作成し、結果データチェック機能（※）をご活用の上提供いただけるようご協力をお願いします。

● 保健指導の受診勧奨

健診結果データ提供後の結果通知は、その方にあった情報提供冊子（クピオ）を（保健指導が必要な方には利用券を同封）学校法人等あてに送付していますので対象者への配付及び受診勧奨をお願いします。

また、対象者の利便性を考え、学校訪問型の保健指導（※）を実施しておりますので、ぜひご利用ください。

※詳細については私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp/>）に掲載しています。

表 厚生労働大臣への結果報告（抜粋）

◆特定健診対象者数 (単位：人)

区 分	全 体	男	女
加入者（＊）	241,045	150,545	90,500
被 扶 養 者	117,331	15,287	102,044
計	358,376	165,832	192,544

＊任意継続加入者は加入者に含まれる。

◆特定健診受診率 (特定健診受診者数／特定健診対象者数)

全 体	男	女	※参考	21年度目標	目標との差
56.1%	67.3%	46.6%		73.0%	△16.9%

◆特定保健指導対象者数 (単位：人)

区 分	全 体	男	女
積極的支援対象者	20,302	18,225	2,077
動機付け支援対象者	19,185	14,024	5,161
計	39,487	32,249	7,238

◆特定保健指導実施数 (単位：人)

区 分	全 体	男	女
積極的支援	956	852	104
動機付け支援	1,064	744	320
計	2,020	1,596	424

◆特定健診受診者数等 (単位：人)

区 分	全 体	男	女
特定健診受診者数	201,215	111,530	89,685
評価対象者数（＊）	201,415	111,663	89,752

＊健診完了者に加えすべての健診は受診できなかったものの階層化が可能な対象者も含んだ数。

◆特定保健指導対象者率 (特定保健指導対象者数／評価対象者数)

区 分	全 体	男	女
積極的支援	10.1%	16.3%	2.3%
動機付け支援	9.5%	12.6%	5.8%
計	19.6%	29.0%	8.1%

◆特定保健指導利用率 (特定保健指導実施数／特定保健指導対象者数)

区 分	全 体	男	女
積極的支援	4.7%	4.7%	5.0%
動機付け支援	5.5%	5.3%	6.2%
計	5.1%	4.9%	5.9%

平成二十二年 共済事業の年間報告

【掛金関係】

●長期給付分掛金率の改定(四月一日)

二十一年度財政再計算の結果を踏まえて、二十二年度においては〇・三五四％引き上げ、長期給付分掛金率は一二・五八四％となりました。

●介護分掛金率の改定(四月一日)

介護分掛金率を〇・〇七五％引き上げ、〇・九一八％に改定しました。

●任意継続加入者にかかる標準給与の月額の上限額を三万八千二百円に変更(四月一日)

●短期給付分掛金率六・五二％のうち「特定保険料率に相当する掛金率」の内訳表示(四月一日)

二十二年度分は、二・四四％となりました。

【資格関係】

●標準給与改定の取り扱いの一部変更(九月一日)

六十歳以上の退職共済年金の受給権者である加入者が、定年以外で継続して再雇用された場合も、標準給与の即時改定の対象になりました。

●加入者証のカード化及び加入者証への「臓器提供意思表示欄」の記載(十二月一日更新)

【短期給付(医療)関係】

●後期高齢者支援金の負担方法の見直し等を定めた法律が成立(五月十二日)

後期高齢者支援金の負担額が増加しました。

【長期給付(年金)関係】

●二十二年度の年金額の据え置き(四月一日)

●スペイン及びアイルランドとの社会保障協定の発効(十二月一日)

【福祉事業】

●東京都江戸川区より東京臨海病院に高規格救急自動車寄贈(三月十九日)

●積立共済年金制度「医療保険コース」の保障内容及び保険料の変更(四月一日)

●特定健康診査・特定保健指導の改善(四月一日)

▼被扶養者及び任意継続加入者の「特定健康診査受診券」の有効期限を一月三十一日から三月三十一日に延長しました。

▼学校訪問型の特定保健指導を開始しました。

ガーデンパレスの年末年始期間中(12月27日～1月3日)の営業

ガーデンパレス名	12月					1月			年末年始期間中の宿泊料金	備 考
	27	28	29	30	31	1	2	3		
札幌ガーデンパレス ☎011(261)5311	△	○	○	○	○	○	○	○	通常料金	●12月26日11:00～27日11:00まで、電気設備工事のため、全館休館 ●四川飯店は、12月29日～31日まで休業
仙台ガーデンパレス ☎022(299)6211	○	○	○	○	○	○	○	○	通常料金	●12月30日～1月3日の夕食(和食堂・洋食レストラン)は、限定メニュー
東京ガーデンパレス ☎03(3813)6211(代表) ☎03(3813)6290(宿泊予約)	○	○	△	○	○	○	○	○	●年末年始宿泊プラン(1泊朝食) シングル 8,500円～ ツイン 16,000円	●年末年始宿泊プラン期間は、12月31日～1月2日 ●洋食レストラン(12月30日9:00～11:00)は、喫茶(ドリンク)のみ営業
名古屋ガーデンパレス ☎052(957)1022	○	○	○	○	○	○	○	○	通常料金 ●年末年始特別宿泊プラン(1泊2食) 1名様 12,000円	●年末年始特別宿泊プラン期間は、12月24日～1月3日 ●洋食レストランの営業時間 7:00～10:00(朝食) 11:30～14:00(昼食) 14:00～17:00(軽食・喫茶) ●和食堂の営業時間17:00～21:00(夕食)
京都ガーデンパレス ☎075(411)0111	○	○	○	○	○	○	○	○	●特別料金(1泊2食) シングル 17,902円～ ツイン 34,650円～	●特別料金期間は、12月31日～1月3日 ●和食堂は、12月31日(夕食)と1月1日休業
大阪ガーデンパレス ☎06(6396)6211	○	△	×	×	○	○	○	○	通常料金 ●年末年始プラン(1泊2食) 1名様 12,600円～	●年末年始プラン期間は、12月31日～1月3日 ●洋食レストランは、12月31日11:00から営業 ●和食堂は、12月31日17:00から営業 ●12月31日～1月3日は、正月特別メニュー
広島ガーデンパレス ☎082(262)1122	○	△	×	×	○	○	○	○	通常料金	●和食堂は、12月31日17:00から営業 ●1月1日～3日の朝食(和食堂)は、正月特別メニュー
福岡ガーデンパレス ☎092(713)1112	○	△	○	○	○	○	○	○	●お正月宿泊プラン(1泊2食) 1名様 10,000円	●お正月宿泊プラン期間は、12月31日～1月2日 ●1月1日～3日の朝食(和食堂)は、正月特別メニュー

○=営業 ×=休館 △=チェックアウトまで営業

●=予約制(特別プラン)

事例2 配偶者や子が退職したため、被扶養者として認定申請したい

被扶養者の要件を備えた日（事由発生日）は、**退職日の翌日**となります。

退職後の雇用保険の給付（失業者の退職手当金及び条例等による雇用保険の失業給付に相当する給付を含みます）は、勤労所得ではありませんが、失業期間中の生計を維持するための代替給与に相当する性質であるため、恒常的な収入とみなされます。

したがって、雇用保険受給期間中は原則被扶養者として認定できません。ただし、基本手当日額が3,612円未満（年間所得上限額130万円÷360日）であれば、雇用保険を受給しながら被扶養者として認定されます。雇用保険の受給を放棄した場合や中断した場合も、被扶養者として認定されます。

なお、雇用保険を受けられるようになるまでの間（待期期間や給付制限期間）については、雇用保険受給開始時に被扶養者認定取消をすることを前提に、被扶養者として認定することができます。

【添付書類】

1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②いずれか)		①配偶者・子の戸籍抄本（又は謄本） ②配偶者・子の住民票（加入者が世帯主であって加入者との続柄が明記されたものに限る）
2 配偶者・子の収入に関する書類	I 雇用保険に未加入の事業所を退職したとき（①及び②いずれも）	①事業主の退職の証明書（事業主の証明印のあるもの） ②事業主の雇用保険未加入証明書（事業主の証明印のあるもの）
	1) 雇用保険を受給しないとき（①及び②いずれも）	①「離職票1及び2」の写し又は「資格喪失確認通知書」の写し ②雇用保険の受給を放棄する旨及び雇用保険を受給する場合は、被扶養者認定取消を行う旨の誓約書（加入者及び認定対象者の署名捺印のあるもの）（平成22年版「事務の手引」143ページ参照【注】）
	2) 雇用保険を受給できないとき（①及び②いずれも）	①「離職票1及び2」の写し ②雇用保険を受給できない理由を記載した口述書（認定対象者の署名捺印のあるもの）
	II 雇用保険に加入している事業所を退職したとき 3) 雇用保険を受給するとき	(1)基本手当日額が3,612円未満のとき（①②いずれか） ①「雇用保険受給資格者証」の写し ②「雇用保険受給資格者証」交付前の場合は(5)ーイと同様の書類が必要です。
		(2)雇用保険の受給を延長するとき（①及び②いずれも） ①「離職票1及び2」の写し ②雇用保険の受給を延長する旨及び雇用保険を受給する場合は、被扶養者認定取消を行う旨の誓約書（加入者及び認定対象者の署名捺印のあるもの）（「事務の手引」143ページ参照【注】）
		(3)雇用保険の受給を中断するとき（①及び②いずれも） ①「雇用保険受給資格者証」の写し ②雇用保険の受給を中断する旨及び雇用保険を受給する場合は、被扶養者認定取消を行う旨の誓約書（加入者及び認定対象者の署名捺印のあるもの）（「事務の手引」143ページ参照【注】）
		(4)雇用保険の受給終了後に認定申請するとき 「雇用保険受給資格者証」の写し（支給終了日の記載のあるもの）
		(5)雇用保険の待期期間及び給付制限期間のみ認定申請するとき イ雇用保険受給資格者証交付前に認定申請をするとき（①～④すべて） ①「離職票1及び2」の写し ②雇用保険受給資格者証の交付を受けたときは、直ちに同証の写しを私学事業団に提出する旨の誓約書（「事務の手引」144ページ参照【注】） ※後日「雇用保険受給資格者証」の写し（加入者番号を明記したもの）を提出してください。 ③雇用保険の給付制限期間等が終了したときには、被扶養者認定取消をする旨の同意書（加入者の署名捺印のあるもの）（「事務の手引」144ページ参照【注】） ④「被扶養者取消申請書」 被扶養者の要件を欠くに至った理由は「3. 雇用保険受給」と記入してください。取消年月日は記入不要です。
		ロ雇用保険受給資格者証の交付を受けた後に認定申請をするとき（①～③すべて） ①給付制限期間等の記載のある「雇用保険受給資格者証」の写し ②雇用保険の給付制限期間等が終了したときには、被扶養者認定取消をする旨の同意書（加入者の署名捺印のあるもの）（「事務の手引」144ページ参照【注】） ③「被扶養者取消申請書」 被扶養者の要件を欠くに至った理由は「3. 雇用保険受給」と記入してください。取消年月日は記入不要です。

【注】 ホームページから誓約書、同意書のひな型をダウンロードできます。

被扶養者認定申請　— ポイントと事例 ③

今月号では、加入者の被扶養配偶者が国民年金第3号被保険者に該当した場合の届け出について説明します。
また、配偶者や子の事業の廃止及び退職に伴う被扶養者認定申請について、2つの事例と添付書類の説明をします。申請は、退職（廃業）日の翌日から30日以内に行ってください。

「被扶養者認定申請書」に添付する書類

- ①加入者との続柄及び生年月日を確認する書類
- ②夫婦共同扶養に関する書類（本誌10月号、11月号参照）
- ③認定対象者自身の恒常的収入が被扶養者の範囲内であるかどうかを確認する書類



国民年金第3号被保険者の届け出

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、原則国民年金の被保険者になります。私学共済制度の65歳未満の加入者は、国民年金第2号被保険者として国民年金に加入しています。
国民年金第3号被保険者とは、国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人をいいます。
国民年金第3号被保険者に該当した場合は、「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当届）」に基礎年金番号の確認できる書類（年金手帳、基礎年金番号通知書等）の写しを添付のうえ、学校法人等を経由して私学事業団に提出してください。届け出は、本事業団が被扶養者認定の証明等をして文京年金事務所へ進達します。

◇届け出の流れ



1 「被扶養者認定申請書」と同時に提出が必要な場合	①国民年金第1号又は第2号被保険者であった配偶者が、加入者の被扶養者になったとき	種別変更届
	②加入者（第2号被保険者）が1日の中断もなく年金制度の異なる職場から転職してきた場合で、配偶者が前の年金制度でも第3号被保険者であったとき	種別確認届
	③海外居住者等国民年金に加入していない配偶者が、加入者の被扶養者となるとき	資格取得届
2 単独の届け出が必要な場合	①加入者の被扶養配偶者が20歳になったとき	資格取得届
	②被扶養配偶者が退職後に自分の健康保険の任意継続加入者等となっているが、年収が130万円未満である場合 ※添付書類として、任意継続加入者であること及び扶養の事実が確認できる続柄・収入などを証明する書類が必要です。	種別変更届

配偶者や子の事業の廃止及び退職に伴う被扶養者認定申請

事例1 配偶者や子が自営業を廃業し、恒常的な収入がなくなったため、被扶養者として認定申請したい

被扶養者の要件を備えた日（事由発生日）は、廃業した日の翌日となります。

【添付書類】

1 続柄及び生年月日を確認する書類（①②いずれか）	①配偶者・子の戸籍抄本（又は謄本） ②配偶者・子の住民票（加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限る）
2 配偶者・子の収入に関する書類	税務署又は保健所の受付印のある「廃業届」の写し

共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 ご照会の際は、学校番号、加入者番号を
 お手元にご用意ください。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

加入者証等のカード化に伴う取り扱い

●高齢受給者証等の取り扱い

加入者、任意継続加入者、被扶養者にカード化された加入者証等を送付していますが、「高齢受給者証」「特定疾病療養受領証」「限度額適用認定証」については、今回更新はありません。これらの証がすでに交付されている場合は、引き続き使用してください。

●届出用紙等の変更

加入者証等のカード化に伴い、「加入者証・加入者被扶養者証・高齢受給者証再交付申請書」及び「加入者証等返納不能届書」については、新用紙をご使用ください(ホームページからダウンロードできます)。

また、次の用紙についても規定上様式変更しておりますが、当分の間変更前の用紙も使用できます。

変更前の用紙が使用できる用紙

資格喪失報告書	所属学校等変更報告書
加入者異動報告書	被扶養者認定申請書
被扶養者取消申請書	被扶養者異動報告書

賞与等支給報告書の提出上の注意

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等(磁気媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等は除く)へ送付します。賞与等を支給した日から(同一月内に賞与等の支給が複数あった場合は合算し、最後に支給した日から)5日以内に提出してください。

なお、賞与等の支給がない場合は提出の必要はありません。また、賞与等支給報告書に記載されている加入者の中で、**支給がない人は、加入者番号から賞与等区分まで二重線で抹消してください。**0円又は空欄で報告されると「未確認連絡書」が送付されてしまいます。

賞与等支給報告書の記入については、平成18年度改訂版「様式用紙等の記入例集」18ページを参照してください。特に**支給年月や賞与等区分の記入もれに注意してください。**磁気媒体及び電算用紙で報告する場合は、加入者番号と生年月日を必ず確認してから提出をお願いします。電算用紙による申請については、平成22年版「事務の手引」101ページを参照してください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

スペイン及びアイルランドとの
社会保障協定が今月発効しました

12月1日に、日本とスペイン及び日本とアイルランド、それぞれ両国間の社会保障制度への二重加入防止と年金加入期間の通算を目的とした社会保障協定が発効しました。
 ※社会保障協定の内容については、日本年金機構の社会保障協定ホームページを参照してください。

(<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>)

なお、手続きについては直接私学事業団に問い合わせてください。

加入者向広報「レター」1月号等を
送付します

加入者向広報「レター」1月号等を1月中旬に学校法人等あてに送付します。

送付部数は11月末現在の加入者数となっています。不足の場合は、広報班まで申し出てください。

12月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 11月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 1月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り アイリスプラン 医療・傷害補償コース加入申し込み締め切り
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(火)	掛金 11月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 12月分定期償還口座振替(自振校のみ) 貸付 1月24日送金申し込み締め切り

1月の共済業務スケジュール

4日(火)	掛金 12月調定分納期限 貸付 送金
6日(木)	貸付 12月分定期償還期限
7日(金)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION



年末年始の業務

私学事業団では12月29日（水）から1月3日（月）までの年末年始をお休みとさせていただきます。何かとご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ホームページ休止のお知らせ

ホームページのシステムメンテナンスのため、本事業団ホームページのうち「トップページ（<http://www.shigaku.go.jp/>）」及び「私学振興事業本部（助成業務）ページ」の閲覧並びに学校法人向け情報システム（学校法人ポータルサイト、e-マネージャ等）は、12月28日（火）午後5時45分から1月4日（火）午前10時まで休止します。

また、私学共済事業ホームページの「年金情報提供サービス」は、12月28日（火）午前9時から1月4日（火）午前10時まで休止します。




助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

平成22年度版「今日の私学財政」 （大学・短期大学編、高等学校・ 中学校・小学校編）を送付します

平成22年度版「今日の私学財政」（大学・短期大学編、高等学校・中学校・小学校編）を12月下旬に発刊する予定です。本年度の学校法人基礎調査にご協力いただいた学校法人あてに、当該法人の設置学校のデータが収録されている各編をお送りします。今後の学校経営の中で財務分析や財政運営の参考としてご活用ください。

私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7842・7843
 Eメール center@shigaku.go.jp

第10回私学振興債券を発行しました

私学事業団では、私立学校の施設設備の整備に要する資金その他経営に必要な資金について、長期・固定の貸付事業を行っています。

この事業に要する資金の一部として、22年11月に「第10回私学振興債券」（10年債）を80億円発行しました。

格付はAA(株式会社格付投資情報センター)を取得しています。

第10回私学振興債券の概要

債券の総額	金80億円
各債券の金額	1,000万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正含む。）の規定の適用を受けるものとする。
利 率	年1.090%
発行価額	各債券の金額100円につき金100円
償還金額	各債券の金額100円につき金100円
期 限	10年（平成32年9月25日償還）
利払期日	3月、9月の各25日
募集期間	平成22年11月11日（木）
払込期日	平成22年11月22日（月）
担 保	一般担保 本債券の債権者は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号、その後の改正含む。）により日本私立学校振興・共済事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。ただし、当該先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
引受会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び野村證券株式会社
受託会社	株式会社三菱東京UFJ銀行

財務部 経理第一課
☎03(3230)7273・7274
 Eメール keiri1@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

新年は、厳島神社のおみくじで運だめし

潮が満ちてくると、海に浮かぶように見える朱塗りの社殿が美しい世界遺産・厳島神社。

厳島神社のおみくじは、「古事記」の一節を引用して運勢を表しています。「吉」や「凶」以外にも、穏やかな運気を表す「平」や、悪い出来事のあと吉に向かう「始凶末吉」など、全部で40種類の区分があるそうです。

新年の運だめしに、厳島神社のおみくじを引かれてみてはいかがでしょうか。



社殿側より望む大鳥居

冬の広島 プチ味わ〜いプラン

1泊2食 2名1室
1名様 **7,000円**

※平日のみ（12月31日～1月3日を除く）・1日3室限定

【厳島神社までのアクセス】

JR「広島」駅（広島ガーデンパレスから徒歩5分）から山陽本線で「宮島口」駅まで25分→「宮島口」フェリー乗り場まで徒歩5分→「宮島口」フェリーで10分

HOTEL, BANQUET& RESTAURANT
広島カーテンパレス

〒732-0052 広島市東区光町1-15 ☎082(262)1122
 (JR・新幹線「広島」駅新幹線口から徒歩5分)
<http://www.hotelgp-hiroshima.com>

融資事業のご案内

平成22年度融資のご相談お待ちしております！

本年度も私立学校の施設・設備の整備を支援する、固定金利で長期の事業団融資をご活用ください。

平成22年度融資事業計画

融資費目	対象となる事業内容	22年度 計画額	融資金利（平成22年11月11日現在）	
			20年以内 （うち据置2年）	10年以内 （据置年数2年以内含む）
一般施設費	①校（園）舎、体育館、講堂等の建築事業	47,700	1.6	0.9
	②校地等買収、造成事業			
	③私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定された事業にかかる施設の整備事業			
	④次世代型学校施設の整備事業			
	⑤温暖化対策のための整備事業			
	⑥防災（耐震）機能強化の改修事業			
特別施設費	①寄宿舎、国際交流会館、附属病院等の建築、用地買収事業	40,100	1.7	1.0
	②障がい者の利便をはかるために校舎等を改修する事業		1.3	
災害復旧費	風水害、地震等による災害復旧事業	100	0.9	—
公害対策費	騒音、アスベスト等の公害防止対策のための施設整備事業	100	1.3	—
教育環境 整備費	①机、椅子、図書等の校教具の購入 ※対象学校は幼稚園、特別支援学校、専修学校	2,000	0.6	5年6か月以内 （うち据置6か月）
	②実験・実習用機器、通園バス等1個又は1組の価格が500万円以上の機器備品・装置、車両等の購入		0.9	10年以内 （うち据置2年）
	③「私立大学研究設備整備費等補助金」等の補助対象設備・備品		0.6	
	④過疎地の高等学校の経営に必要な資金		0.6	
	⑤経営困難校を支援する法人が一時的に要する資金		0.6	5年6か月以内 （うち据置6か月）

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

ご相談はお早目にどうぞ!!

問い合わせ先
（私学振興事業本部）

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

2015年に創設100周年を迎える美作学園

岡山県津山市にある美作大学・美作大学短期大学部は、「食と子どもと福祉」の分野の専門家として地域に貢献できる人材を養成しています。それぞれの分野を代表する資格取得を目指し、毎年高い合格率と専門職への就職を実現しています。アットホームな雰囲気、学生の笑顔がいっぱいの大学です。